

令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務委託 仕様書

1. 業務名

令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務委託

2. 業務の目的

本県では、これまで自然減対策・社会減対策の両面から様々な施策を展開してきたところだが、出生率の低下や県外の人口流出に歯止めがかかっていない。

そこで、本業務では、適切な現状把握をするため、各種統計や本県で実施している既存の蓄積されたデータを活用した現状の整理のみならず、アンケート等必要な調査を実施し、各種統計と組み合わせて人口減少の詳細な要因分析を実施する。

特に、本県では、合計特殊出生率について、10年間で0.3ポイント低下しているほか、高等教育機関の集積により、大学進学時にあたる10代後半では転入超過であるが、一方で、大学卒業後の就職時期にあたる20代前半では、大きな転出超過であることが人口減少の大きな要因となっている。そのため、若者や女性のニーズ、他県の成功事例といった調査分析の結果を活用しながら、今後の本県の人口減少対策として有効と考えられる新たな施策の方向性や既存施策の見直しについて提言を行うことを目的とする。

加えて、令和8年度に「いしかわ創生人口ビジョン(R2.3策定)」の改定を行うために将来人口推計のシミュレーションなどの補助業務を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

4. 業務内容

受託者は、県と協議の上、以下の業務を一括して実施すること。

(1) 人口関連データの整理・収集

本県の人口減少の現状を適切に把握するため、国（総務省、厚生労働省等）や国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）、石川県等が公表している各種統計情報をもとに、自然減・社会減の両面から人口減少の現状を整理する。

<各種統計の具体例>

- 総務省：住民基本台帳人口移動報告、人口動態調査、国勢調査、
就業構造基本調査、経済センサス活動調査
- 厚生労働省：人口動態統計
- 社人研：地域別将来推計人口
- 石川県：推計人口

(2) アンケート調査の実施

本県に居住する若者や、本県を離れ都市圏で就職している若者などの当事から定住・転出意向などの声を聴くほか、自然減対策として、ライフステージ毎に当事者の声を聴くことで、潜在的ニーズや課題を深く引き出すため、以下の通りアンケート調査を実施すること。

	区分	内容
1	調査の企画設計	調査テーマ、調査対象： ※現時点の想定であり、委託者と調整のうえ変更となる可能性がある。 ①若者定着のための魅力ある仕事づくり ・県内の高校3年生（県内志向、県外志向） ・県内の大学3、4年生（県内出身、県外出身） ・20代、30代の社会人（県内就職者、県外就職者） ②県内就職、U I ターン促進 ・本県出身者で、都市圏で勤務・在学する者向け ・本県出身者で、都市圏に転出経験があり、かつ、現在石川県に居住する者 ③移住促進、関係人口創出 ・県民以外で、石川県に一定以上関心がある者 ④自然減対策（結婚、出産、子育て支援） ・未婚層（18～39歳未婚男女） ・交際中・結婚検討層 ・新婚・出産前層（結婚後5年以内・子どもなし） ・子育て世帯（小学生以下の子育て世帯） ・子育て経験世帯（子どもが中高校生以上） 設問内容： 各テーマ20問程度。 設問の骨子は委託者で作成のうえ、詳細は委託者と調整
2	調査の実施	標本数： ・本調査：合計1,500サンプル程度。テーマ毎のサンプル数は、母数を勘案のうえ委託者と調整。 男女それぞれ同数のサンプル数とすること。 ※事前にスクリーニング調査を実施 調査方法： ・インターネット調査を想定
3	回収データの内容確認	—
4	調査結果の集計	・質問ごとの属性別集計（クロス集計） ・自由記述欄は分野別に分類し、回答者情報を明示
5	集計表及び報告書の作成	—

(3) 調査・データの総合分析、施策の方向性の提言

上記(1)で整理した人口関連データ及び(2)のアンケート調査結果をもとに、専門的な知見を用いた高度な分析を実施すること。

- ・最新データの活用：分析にあたっては、令和8年9月頃に公表が予定されている「令和7年国勢調査結果」などの最新データを必ず反映させること。
 - ・分析手法：収集した各種データとアンケート結果を掛け合わせたクロス分析・要因分析を行い、本県の人口減少の根本的要因や、ターゲット層（若年層・子育て世代等）の流出要因・定住阻害要因を明らかにすること。
 - ・施策への展開：分析結果に基づき、今後の本県の人口減少対策として有効と考えられる新たな施策の方向性や既存施策の見直しについて、他都道府県の成功事例や客観的なエビデンスに基づく提言を行うこと。
- なお、本県の人口減少対策に係る既存施策の一覧を提供する予定である。

(4) 「いしかわ創生人口ビジョン」の改定に向けた策定補助

令和2年3月に策定された「いしかわ創生人口ビジョン」の改定に向けて、将来人口推計のシミュレーションなどの補助業務を行うこと。将来人口の推計にあたっては、令和7年国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を踏まえ、複数の将来人口シミュレーションを作成すること。

なお、合計特殊出生率や社会増減等の設定値については、別途石川県と協議のうえ定めることとする。

(5) データ更新が容易な報告書フォーマットの構築（陳腐化防止）

本業務の成果が単年度で陳腐化することを防ぎ、県において継続的なデータ活用（EBPM）を可能とするため、以下の仕様で報告書等を作成すること。

- ・動的フォーマットの採用：今後、新たな統計データ（人口動態統計、住民基本台帳人口移動報告等）が公表された際、県職員が元データを入力（差し替え）するだけで、報告書内のグラフや表が自動的に更新される仕組み（Excel 等と連動した PowerPoint ファイル等）を構築すること。
- ・更新マニュアルの作成：県職員が容易にデータの追加・更新作業を行えるよう、データの取得元（URL 等）や更新手順を明記した簡易なマニュアルを作成すること。

5. 業務スケジュール及び報告

本業務は、以下のスケジュールを基本として進行すること。

- ・契約締結～8月：
 - (1) 人口関連データの整理・収集、(2) アンケート調査の実施
- ・10月末（最終報告）：
 - (3) 調査・データの総合分析、施策の方向性の提言 最終報告
- ・契約締結～12月：
 - (4) 「いしかわ創生人口ビジョン」の改定に向けた策定補助
 - (5) データ更新が容易な報告書フォーマットの構築

6. 業務の進め方

(1)適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者とオンラインによる打合せを行うこと。

(2)受託者は、委託者から本業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等があり、傍聴が必要な場合には、必要に応じてオンラインにより出席すること。

(3)受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、簡易な業務や専門外業務にかかる部分について、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。

受託者は再委託をする場合にあっては、再委託先に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

7. 成果品および提出期限

受託者は、以下の成果品を提出すること。

(1) 提出物

- ①アンケート調査票及び集計データ一式：電子データ
- ②収集・整理した人口関連データ一式：電子データ
- ③最終報告書（本編及び概要版）：電子データ及び印刷物1部
- ④データ更新用ファイル一式（グラフ等が自動更新される Excel・PowerPoint等の連動ファイル）：電子データ
- ⑤データ更新手順マニュアル：電子データ

(2) 提出期限

- ①～③：令和8年10月31日
- ④、⑤：令和8年12月28日

(3) 納品場所

石川県企画振興部企画課成長戦略推進室

8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1)成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2)委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変すること

ができるものとする。

(3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

9. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与できるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

10. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いには十分注意するものとする。

11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。